

(経過措置)

2. 2016 (平成28) 年3月31日までに限り算定できるとされた検査について

①具体的にはどの検査が対象となるのか。

2.

①下表の12項目が対象となる。

① D004「12」 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) (羊水)	② D007「1」 クレアチニン (ヤッフエ法のみ)	③ D007「1」 エステル型コレステロール
④ D007「3」 遊離脂肪酸	⑤ D007「4」 前立腺酸ホスファターゼ	⑥ D007「12」 不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法)
⑦ D007「12」 総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)	⑧ D007「22」 カタラーゼ	⑨ D007「29」 シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)
⑩ D012「16」 溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE)	⑪ D014「2」 リウマトイド因子 (RF) 半定量	⑫ D014「5」 LEテスト定性

②上表の検査を算定する場合、レセプトの摘要欄には何を記載する必要があるのか。

③②でのレセプトの摘要欄への記載は、D014「2」リウマトイド因子 (RF) 定量でも必要になるのか。

④D007「1」クレアチニンについて、「ヤッフエ法」ではなく「酵素法」で行った場合も2016年3月31日までしか算定できないのか。

②他の検査で代替できない理由を記載する必要がある (上表の②、⑥、⑦を除く)。

③必要ない。リウマトイド因子 (RF) 半定量 (上表⑪) にて記載が必要になる。

④「酵素法」で行った場合など、「ヤッフエ法」以外の方法で行った場合は期限なく算定できる。